

平成21年8月10日

株 主 各 位

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社

代表取締役社長 山 本 重 穂

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年8月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
本社 2階大会議室

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第26期（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）事業報告並びに計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 故常勤監査役近松泰徳氏に対し弔慰金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.tacthome.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

事業報告

(平成20年6月1日から
平成21年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融危機の影響を受け、企業収益の大幅な減少や金融環境の悪化を招き、急激に景気後退が進みました。また、個人部門においても雇用環境の悪化の影響等から消費マインドは一層冷え込み、経済全体としても非常に厳しい状況でありました。

当不動産業界におきましても、景気後退、金融環境の悪化等を背景とした地価の下落、資金繰り悪化による一部不動産業者の破綻等厳しい状況が続きました。

このような状況下において、当社では「より良いものを、より安く、より早く」の信念のもと、徹底した原価管理と品質向上に努め、良質な戸建分譲住宅を提供してまいりました。

また、営業面におきましては、平成20年6月に志木営業所とつきみ野営業所を開設いたしました。その後の急速な経営環境の変化に対応すべく、東京エリアを中心として15営業所の統合を行いました。

しかしながら、不動産市況の低迷に加え、同業他社との競合も相俟って、販売価格が下落し過年度仕入れた物件を中心に採算が大幅に悪化いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は、58,269百万円（前事業年度比10.2%減）となりました。営業利益は181百万円（同92.0%減）、経常損失は37百万円（前事業年度は経常利益2,068百万円）、当期純損失は215百万円（前事業年度は当期純利益1,056百万円）となりました。

また、当期末配当金につきましては、当期純損失が215百万円となったことから誠に遺憾ながら見送ることとさせていただきます。

なお、事業部門別の状況については、当事業年度も本業である戸建住宅を中心とした不動産分譲事業に経営資源を集中した結果、不動産分譲事業の売上高は57,865百万円（前事業年度比10.4%減）で売上高構成比99.3%、その他事業の売上高は403百万円（同6.9%増）で売上高構成比0.7%となっております。

（事業部門別売上高）

事業部門別	品目	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
不動産分譲	戸建住宅	56,718	97.3	△9.7
	宅地分譲	1,147	2.0	△33.7
	マンション	—	—	—
	（小計）	57,865	99.3	△10.4
その他	請負工事	229	0.4	18.7
	賃貸	8	0.0	△44.9
	その他	165	0.3	△1.8
	（小計）	403	0.7	6.9
合計		58,269	100.0	△10.2

（不動産分譲事業における戸建住宅の地域別販売実績）

地域	売上高（百万円）	構成比（%）	前期比（%）
東京都	16,822	29.1	△13.7
埼玉県	17,309	29.9	△6.4
神奈川県	8,903	15.4	13.1
千葉県	11,636	20.1	△19.8
茨城県	134	0.2	△12.3
愛知県	1,796	3.1	△33.1
宮城県	1,261	2.2	10.5
合計	57,865	100.0	△10.4

(2) 重要な設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました重要な設備投資の総額は、1,465百万円であります。その主なものは、新本社社屋建設であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における主な資金需要は、商品土地購入資金であり、当事業年度の主な資金調達は、次のとおりであります。

- ①在庫圧縮等により、短期借入金の残高は、5,892百万円減少し5,459百万円となりました。
- ②新本社社屋建設に必要な資金として、長期借入金1,022百万円を調達いたしました。
- ③運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の当座貸越極度額の総額は、18,300百万円であり、借入実行残高は3,940百万円となっております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第23期 (平成18年5月期)	第24期 (平成19年5月期)	第25期 (平成20年5月期)	第26期 (平成21年5月期)
売 上 高 (百万円)	46,910	53,092	64,923	58,269
経常利益又は 経常損失 (百万円) (△)	3,492	3,936	2,068	△37
当期純利益又は 当期純損失 (百万円) (△)	1,961	2,308	1,056	△215
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	8,160.17	9,600.76	4,393.54	△915.46
総 資 産 (百万円)	25,719	35,201	39,385	27,330
純 資 産 (百万円)	12,176	13,886	14,319	13,212
1株当たり純資産額 (円)	50,649.43	57,763.65	59,565.66	57,389.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
2. 第24期における総資産は、次事業年度以降に販売予定の在庫物件を積極的に仕入れたこと及び本社用地取得等の有形固定資産の購入により増加しております。
3. 第26期における総資産は、不採算物件の処分による在庫圧縮を図ったことにより減少しております。
4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 対処すべき課題

世界的な金融市場の混乱により、企業業績の悪化や個人消費の低迷等を招き、全体的に厳しい状況が続いております。当不動産業界におきましても、急激な業績悪化により相次いで企業が破綻する等非常に厳しい状況が続いております。

政府における各種の景気浮揚政策の実施により景気の底打ち期待は大きいものの、今後の経済見通しは未だ不透明感が強く、实体经济の回復には当面時間を要するものと予想されます。

このような厳しい環境の中において、当社は本業である戸建住宅を中心とした不動産分譲事業によりしっかりとした利益体質を維持するために、次の課題に取り組んでまいります。

① 経営基盤の拡充

安定かつ継続して魅力のある戸建住宅を提供していくためには、優良な土地仕入情報を確保することとともに木目細かな店舗戦略が重要となってまいります。そのためには、営業拠点のスクラップ&ビルドを行う等事業規模に見合った機動的な店舗展開を推進してまいります。

② 良質で低価格かつ省エネ住宅の提供

一次取得者向けの魅力のある良質で低価格な戸建住宅を提供していくためには、優良な土地仕入と建物原価の圧縮を図ることが重要となってまいります。また、環境問題に対応した省エネ住宅の提供も推進してまいります。

③ 経営管理体制の強化

当社では経営管理体制の充実を図るため、優秀な人材の確保、OJTを中心とした従業員教育の充実並びに事業規模に見合った適正な人員配置等効率的な少数精鋭組織の維持構築に取り組んでまいります。

また、コンプライアンス、リスクマネジメント体制の強化、アカウントビリティを含めたディスクロージャー体制の充実にも積極的に取り組んでまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成21年5月31日現在)

- ① 分譲住宅の設計、施工及び販売事業
- ② 建設工事の設計及び施工事業
- ③ 不動産の賃貸事業
- ④ 損害保険代理店業務

(8) 主要な事業所 (平成21年5月31日現在)

本 店：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
支 社：(名古屋) 愛知県名古屋市西区枇杷島
支 店：(浦 和) 埼玉県さいたま市南区辻
営業所：(竹ノ塚) 東京都足立区伊興
(横 浜) 神奈川県横浜市中区山田町
(成 増) 東京都板橋区成増
(松 戸) 千葉県松戸市本町
(大 宮) 埼玉県さいたま市大宮区下町
(調 布) 東京都調布市小島町
(藤 沢) 神奈川県藤沢市南藤沢
(国分寺) 東京都国分寺市東元町
(亀 有) 東京都葛飾区亀有
(市 川) 千葉県市川市市川
(所 沢) 埼玉県所沢市北秋津
(川 口) 埼玉県川口市戸塚鉾町
(鶴 見) 神奈川県横浜市鶴見区佃野町

- (蕨) 埼玉県蕨市塚越
- (千葉中央) 千葉県千葉市中央区神明町
- (多 摩) 東京都小平市大沼町
- (柏) 千葉県柏市柏
- (船 堀) 東京都江戸川区松江
- (ふじみ野) 埼玉県ふじみ野市西
- (蓮 田) 埼玉県蓮田市東
- (町 田) 神奈川県相模原市上鶴間本町
- (西船橋) 千葉県船橋市本郷町
- (大 府) 愛知県大府市吉田町
- (仙台南) 宮城県仙台市太白区鹿野
- (下井草) 東京都杉並区下井草
- (鎌ヶ谷) 千葉県鎌ヶ谷市右京塚
- (つきみ野) 神奈川県大和市つきみ野

(9) 従業員の状況 (平成21年5月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	266名	△29名	33.9歳	3.7年
女 性	59名	△5名	33.7歳	2.9年
合計又は平均	325名	△34名	33.8歳	3.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、社外から当社への出向者2名が含まれております。

(10) 主要な借入先の状況 (平成21年5月31日現在)

借 入 先	借入金残高
(株) み ず ほ 銀 行	百万円 2,629
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,023
(株) 千 葉 銀 行	495
(株) 三 井 住 友 銀 行	340
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	336
(株) 八 十 二 銀 行	300

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成21年5月31日現在）

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 432,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 240,400株 |
| (3) 株主数 | 6,691名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
山 本 重 穂	75,000 株	32.57 %
飯 田 和 美	30,800	13.37
有 限 会 社 一 商 事	16,800	7.29
有 限 会 社 フ ォ レ ス ト	12,000	5.21
森 和 彦	10,000	4.34
株 式 会 社 飯 田 産 業	5,151	2.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	4,266	1.85
田 中 敏 子	4,200	1.82
タ ク ト ホ ー ム 従 業 員 持 株 会	4,065	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,829	0.79

（注）出資比率は自己株式（10,178株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本重穂	—
専務取締役	小寺一裕	営業本部長（兼）営業企画部長 （兼）営業推進部長
常務取締役	守敏男	生産本部長（兼）生産管理部長
常務取締役	中辻満壽雄	管理本部長（兼）経営管理部長
取締役	江波戸健	事業推進本部長（兼）事業推進部長
常勤監査役	土谷茂	—
監査役	栗本牧哉	有限会社共和税経総合事務所代表 栗本公認会計士事務所代表 公認会計士
監査役	小山鉄也	有限会社共和税経総合事務所代表 小山公認会計士事務所代表 公認会計士

- (注) 1. 常勤監査役土谷茂、監査役栗本牧哉、監査役小山鉄也の各氏は、社外監査役であります。
2. 監査役栗本牧哉氏及び監査役小山鉄也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成20年12月28日に前任常勤監査役 近松 泰徳氏が逝去され監査役に欠員が生じたため、平成21年3月31日に東京地方裁判所八王子支部において一時監査役として土谷 茂氏が選任され就任いたしました。

② 退任

当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
常勤監査役	近松 泰徳	—	平成20年12月28日

- (注) 常勤監査役 近松 泰徳氏は逝去による退任であります。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
山本 重徳	代表取締役社長	代表取締役社長 兼管理本部長	平成20年8月26日
小寺 一裕	専務取締役 営業本部長 兼営業企画部長 兼営業推進部長	専務取締役 営業本部長 兼企画営業部長	平成20年8月26日
中辻 満壽雄	常務取締役 管理本部長 兼経営管理部長	取締役 経営管理部長	平成20年8月26日
江波戸 健	取締役 事業推進本部長 兼事業推進部長	取締役 事業推進部長 兼はるひ野営業所店長	平成20年8月26日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	支 給 額 (百 万 円)
取 締 役	5	164
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	7 (7)
合 計	9	172

- (注) 1. 株主総会（平成14年8月27日開催）決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円であります。
2. 株主総会（平成14年8月27日開催）決議による監査役の報酬限度額は、年額30百万円であります。
3. 当事業年度末現在の監査役は3名（うち社外監査役3名）であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成20年12月28日に逝去により退任した監査役1名が含まれているためであります。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額25百万円（取締役5名に対し24百万円、監査役2名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））
5. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
6. 上記の支給額の他、使用人兼務取締役の使用人分給与を7百万円支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 近松 泰徳	8回	100.0%	8回	100.0%
常勤監査役 土谷 茂	2	100.0	2	100.0
監査役 栗本 牧哉	11	84.6	12	100.0
監査役 小山 鉄也	12	92.3	12	100.0

(注) 常勤監査役 近松 泰徳氏は、平成20年12月28日に逝去され退任、常勤監査役 土谷 茂氏は、平成21年3月31日一時監査役として選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
常勤監査役 近松 泰徳氏は、取締役会及び監査役会において、その経験や人格・見識から事業内容や議案について質問・発言されておりました。
常勤監査役 土谷 茂氏は、取締役会及び監査役会において、その経験や人格・見識から事業内容や議案について質問・発言されております。
監査役 栗本 牧哉氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言されております。
監査役 小山 鉄也氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から質問・発言されております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	29百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分することができないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 上記②の金額には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等に係る助言業務」に対する報酬等を含んでおります。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告目的の内部統制の整備・運用・評価等に係る助言業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備いたしました。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社是並びに経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス委員会及びコンプライアンス責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。
- ④ 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 「内部通報者保護規程」に基づく使用人等からの通報等の窓口を経営管理部内に設置し、これにより、組織的・個人的な法令違反行為・不当行為・不正行為等の早期発見と是正に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 経営管理部担当取締役を職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者とする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、同規程に基づき整理・保存する。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

- ④ 「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険に関する規程その他の体制

- ① 当社は、役員及び使用人のリスク管理に対する意識の向上を図るとともに、効果的なリスクの把握とそのコントロールに努める。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する取組みの企画・立案・調整及び推進を目的としてリスク管理委員会及びリスク管理責任者会議を設置し、経営管理部担当取締役をその統括責任者とする。
- ③ 経営管理部担当取締役は、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理し、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門ごとのリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状態を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ① 取締役は、取締役会が定める職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化するとともに、各取締役の所管する部門ごとに業績目標を明確化し、その進捗状況を定期的に取締役会で報告させる。
- ③ 各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。
- ④ 経営管理部担当取締役を統括責任者とし、各部門の施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、全社会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を法令及び「監査役会規程」並びに「監査役業務規程」等社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- ② 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び全体会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- ③ 「監査役会規程」及び「監査役業務規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (7) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
- (8) **反社会的勢力排除に向けた体制及び整備**
- 当社は、反社会的勢力排除に向け、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する」旨を基本方針とする。万が一、当社がこのような団体・個人から不当要求等を受けた場合には、経営管理部を対応統括部署とし、

事案により関係部門と協議し対応するとともに、警察等関係機関とも連携する等組織的に対応する。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成21年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	22,535	I 流動負債	12,019
現金及び預金	4,649	支払手形	3,006
販売用不動産	6,866	営業未払金	2,185
仕掛販売用不動産	9,099	短期借入金	5,459
未成工事支出金	1,658	1年内返済予定 長期借入金	738
前渡金	20	未払金	129
前払費用	21	未払費用	88
繰延税金資産	103	未払法人税等	18
その他	116	前受金	185
II 固定資産	4,795	預り金	68
1. 有形固定資産	4,120	その他	139
建物	2,065	II 固定負債	2,098
工具器具備品	170	長期借入金	1,360
土地	2,248	退職給付引当金	175
減価償却累計額	△363	役員退職慰労引当金	200
2. 無形固定資産	40	保証工事引当金	328
ソフトウェア	37	その他	33
電話加入権	2	負債合計	14,118
3. 投資その他の資産	634	純 資 産 の 部	
投資有価証券	127	I 株主資本	
関係会社出資金	102	1. 資本金	1,429
長期前払費用	7	2. 資本剰余金	
繰延税金資産	218	資本準備金	1,493
その他	178	資本剰余金合計	1,493
資産合計	27,330	3. 利益剰余金	
		(1) 利益準備金	41
		(2) その他利益剰余金	10,553
		繰越利益剰余金	10,553
		利益剰余金合計	10,594
		4. 自己株式	△246
		株主資本合計	13,269
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△57
		評価・換算差額等合計	△57
		純資産合計	13,212
		負債・純資産合計	27,330

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年6月1日から
平成21年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		
不 動 産 販 売 高	57,865	
請 負 工 事 収 入	229	
賃 貸 貸 収 入	8	
そ の 他 の 不 動 産 収 入	165	58,269
II 売 上 原 価		
不 動 産 販 売 原 価	53,708	
請 負 工 事 原 価	179	
賃 貸 貸 原 価	1	53,888
売 上 総 利 益		4,380
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,198
営 業 利 益		181
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	2	
安 全 協 力 会 収 受 金	59	
雑 収 入	21	84
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	258	
社 債 利 息	13	
雑 損 失	31	303
経 常 損 失		37
VI 特 別 利 益		
過 年 度 労 働 保 険 料 修 正 益	70	
退 職 給 付 制 度 終 了 益	10	80
VII 特 別 損 失		
過 年 度 退 職 給 付 費 用	85	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	
固 定 資 産 除 却 損	28	
店 舗 閉 鎖 損 失	14	139
税 引 前 当 期 純 損 失		95
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19	
法 人 税 等 調 整 額	99	119
当 期 純 損 失		215

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年6月1日から
平成21年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
前 期 末 残 高	1,429	1,493	1,493	41	11,361	11,402	-	14,324
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△360	△360		△360
当期純損失					△215	△215		△215
剰余金の配当 (中間配当額)					△232	△232		△232
自己株式の取得							△246	△246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	△808	△808	△246	△1,054
当 期 末 残 高	1,429	1,493	1,493	41	10,553	10,594	△246	13,269

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	△4	△4	14,319
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△360
当期純損失			△215
剰余金の配当 (中間配当額)			△232
自己株式の取得			△246
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△52	△52	△52
当期変動額合計	△52	△52	△1,107
当 期 末 残 高	△57	△57	13,212

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金 : 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準 第9号)を適用しております。

これによる損益に与える影響は僅少であります。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 : 定率法

(リース資産を除く) 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)については定額法。
なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建物	11～50年
工具器具備品	3～20年

無形固定資産 : 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産 : リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当社は、退職給付債務の算定にあたり、前事業年度まで簡便法によっておりましたが、当事業年度から原則法による算定方法に変更しております。

この変更は、従業員の増加により、退職給付債務の金額に重要性が生じたため、その算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益をより適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当期首における退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額85百万円を特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、当事業年度の売上総利益は3百万円、営業利益は25百万円減少し、経常損失は25百万円、税引前当期純損失は100百万円増加しております。

(追加情報)

当社は、平成20年12月1日に退職一時金制度を変更するとともに、その一部について確定拠出年金制度へ移行いたしました。当該変更に伴い発生した過去勤務債務20百万円は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理し、売上原価・販売費及び一般管理費に計上しております。

また、確定拠出年金制度への移行に伴い、当事業年度において退職給付制度終了益10百万円を特別利益に計上しております。

- (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給額を計上しております。
- (4) 保証工事引当金
保証工事に係る費用に備えるため、過去の実績を基礎として算出した見積額を対象物件の販売時に計上しております。

5. 消費税等の会計処理

- ① 税抜方式によっております。
- ② 控除対象外消費税等は、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却を行っており、それ以外は発生年度の期間費用としております。

6. 重要な会計方針の変更

リース会計に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響は僅少であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保権の設定されている資産

販売用不動産	510百万円
仕掛販売用不動産	3,770百万円
計	4,281百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	3,597百万円
計	3,597百万円

(3) 担保権の設定が留保されている資産

販売用不動産	360百万円
仕掛販売用不動産	530百万円
計	891百万円

(4) 上記に対応する債務

短期借入金	797百万円
計	797百万円

上記以外に販売用不動産997百万円及び仕掛販売用不動産1,198百万円並びに土地845百万円及び建物499百万円については、銀行取引に係る根抵当権(極度額4,000百万円)が設定されております。

2. 土地仕入資金の効率的な調達を目的として、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	18,300百万円
借入実行残高	3,940百万円
差引	14,360百万円

(当座貸越契約)

当事業年度において、経常損益が赤字となったことに伴い、当座貸越契約で定める条項に反し、貸主の要請により期限の利益を喪失する可能性がある該当銀行借入が平成21年7月22日現在707百万円ありますが、当社は、銀行の要請に対応できる十分な手許資金を運用・保有しており、資金繰り・財務状態に大きな影響はありません。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 1,023百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高 営業取引以外の取引高 31百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	240,400	—	—	240,400

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	—	10,178	—	10,178

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ① 平成20年8月26日の第25期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	360百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,500円
基準日	平成20年5月31日
効力発生日	平成20年8月27日

- ② 平成21年1月13日の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	232百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,000円
基準日	平成20年11月30日
効力発生日	平成21年2月9日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税 2百万円

退職給付引当金 71百万円

役員退職慰労引当金 81百万円

保証工事引当金 133百万円

繰延欠損金 98百万円

その他 83百万円

繰延税金資産小計 468百万円

評価性引当額 △143百万円

繰延税金資産合計 325百万円

繰延税金負債

前払労働保険料 △2百万円

その他 △1百万円

繰延税金負債合計 △3百万円

繰延税金資産の純額 322百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	13百万円	10百万円	3百万円
合計	13百万円	10百万円	3百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	3百万円
1年超	2百万円
合計	5百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4百万円
減価償却費相当額	4百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

種類	会社名 の名称	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の容 内又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係当事者 との関係	取引の容 内	取引額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連社	住宅興業 振事(協)	306	金融事業	(所有) 接 33.3	資金の借入 任	借入利息 の支払	28	前払費用	0
						転貸手数料 の支払	2	未払費用	1
						資金の 借入	3,081	短借 入金	1,023

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間1年未満、一括返済としております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	57,389円52銭
1株当たり当期純損失金額	915円46銭
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	
当期純損失	215百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る当期純損失	215百万円
普通株式の期中平均株式数	235,204株

(重要な後発事象に関する注記)

重要な資産の担保提供

下記不動産について平成21年6月2日に長期借入金(残高1,130百万円)に対する担保提供のため、抵当権を設定しております。

(1) 重要な資産の担保提供

取引金融機関からの要請により担保提供するものであります。

(2) 担保提供物件

土地1,354百万円及び建物1,249百万円

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年7月23日

タクトホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北 澄 裕 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タクトホーム株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役(注)が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役(社外監査役)近松泰徳が平成20年12月28日死去により退任し、欠員が生じることとなったため、東京地方裁判所八王子支部に一時監査役の選任申立を行い、平成21年3月31日同監査役として土谷茂が選任され、就任いたしました。

平成21年7月31日

タクトホーム株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 土 谷 茂 ⑩

社 外 監 査 役 栗 本 牧 哉 ⑩

社 外 監 査 役 小 山 鉄 也 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる「株券電子化」をいいます。)されましたが、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第1条及び第2条)
- (2) 株主の皆様のご権利行使に関する手続を株式取扱規程の中で定めることを明確にするため、現行定款第10条において所要の変更を行うものであります。
- (3) 役付取締役に「取締役会長」、「取締役副社長」を置くことができるよう、現行定款第20条につき所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式及び端株につき株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の<u>手続その他</u>株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第19条 (条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第20条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

第2号議案 監査役1名選任の件

平成20年12月28日に常勤監査役(社外監査役)近松泰徳氏が逝去され、監査役に欠員を生じたため、平成21年3月31日に東京地方裁判所八王子支部において一時監査役として土谷 茂氏が選任され就任いたしました。つきましては、あらためて同氏を正式な監査役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
土谷 茂 (昭和23年12月15日生)	昭和47年4月 商工組合中央金庫(現株式会社商工組合中央金庫)入庫 平成6年7月 佐世保支店長 平成9年7月 融資第二部上席審査役 平成11年3月 融資第三部上席審査役 平成12年7月 融資第三部副部長 平成16年1月 学校法人小山学園入社 平成20年4月 寺内金属株式会社入社 平成21年4月 当社監査役(一時監査役)(現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 土谷茂氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由

土谷茂氏につきましては、金融機関出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、その経験と見識を当社の経営に活かしていただくために社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。」旨を定めております。これにより、当社は、社外監査役候補者である土谷茂氏と当該責任限定契約を締結しております。

土谷茂氏の選任につきご承認いただきました場合には、上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 故常勤監査役近松泰徳氏に対し弔慰金贈呈の件

平成20年12月28日に逝去され退任いたしました故常勤監査役(社外監査役)近松泰徳氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において弔慰金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

故常勤監査役(社外監査役)近松泰徳氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
近松泰徳	平成13年7月 当社監査役 平成20年12月 当社監査役 退任

以上

メ モ

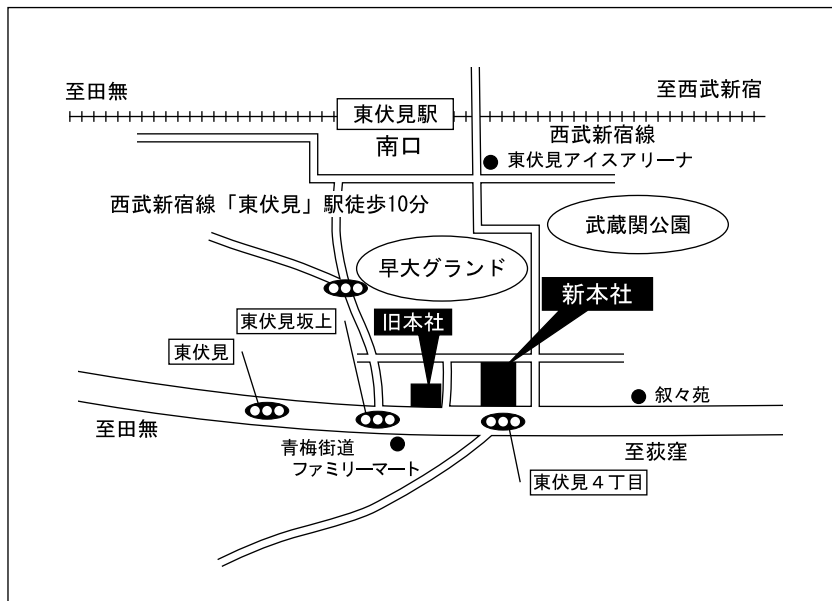
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

本社 2階大会議室

TEL 042-464-8788



交通 ○西武新宿線「東伏見駅」南口 徒歩約10分

なお、本会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。